

福井県報

号外第 34 号
令和 8 年
3月31日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県行政組織規則の一部を改正する規則（11・人事課）…………… 2
- ※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則（12・同）…………… 17
- ※福井県コンプライアンス委員会規則（13・同）…………… 20
- ※福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則を廃止する規則（14・同）…………… 20

告 示

- ※福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示（154・審査指導課）…………… 21

訓 令

- ※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行等に伴う関係訓令の整備に関する訓令（5・人事課）…………… 22

教育委員会規則

- ※福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（2・教育政策課）…………… 33

人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4）…………… 36
- ※給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則（5）…………… 41
- ※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（6）…………… 42
- ※公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7）…………… 47
- ※福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（8）…………… 48
- ※公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（9）…………… 51

課	室
(略)	(略)
未来戦略課	(略)
誘客推進課	恐竜・観光資源活用室
観光政策課	(略)
インバウンド交流課	(略)
スポーツ課	スポーツ交流推進室
エネルギー課	(略)
(略)	(略)
労働政策課	(略)
成長産業立地課	産業団地整備室
産業技術課	(略)
(略)	(略)
中山間農業・畜産課	(略)
水産課	全国豊かな海づくり大会室
県産材活用課	(略)
(略)	(略)

(総務部各課の分掌事務)

第11条 総務部の各課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

広報広聴課

(1)～(7) (略)

コンプライアンス推進課

- (1) コンプライアンスの推進に関すること。
- (2) 福井県コンプライアンス委員会に関すること。
- (3) 公益通報者保護に関すること。
- (4) 内部統制に関すること。
- (5) 行政対象暴力に関すること。
- (6) 職員倫理に関すること。
- (7) 職員の身上相談に関すること（コンプライアンスに関するものに限る。）。
- (8) 福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に関すること。

課	室
(略)	(略)
未来戦略課	(略)
誘客推進課	恐竜戦略室
観光政策課	(略)
インバウンド交流課	(略)
エネルギー課	(略)
(略)	(略)
労働政策課	(略)
産業技術課	(略)
(略)	(略)
中山間農業・畜産課	(略)
県産材活用課	(略)
(略)	(略)

(総務部各課の分掌事務)

第11条 総務部の各課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

広報広聴課

(1)～(7) (略)

財政課

(1)～(10) (略)

(略)

(納税推進室)

(1)～(16) (略)

人事課

(1)～(20) (略)

(21) (略)

(行政経営・人材マネジメント室)

(1)～(4) (略)

財産活用課

(1)～(16) (略)

情報公開・法制課

(1)～(13) (略)

(14) 公益法人制度および公益信託制度に係る事務の調整に関すること。

(15)・(16) (略)

大学私学課

(1)～(4) (略)

(略)

(交流文化部各課の分掌事務)

第12条の3 交流文化部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

誘客推進課

(1)～(5) (略)

(恐竜・観光資源活用室)

(1) (略)

(2) 恐竜および県独自の観光資源(他課の所管に属するものを除く。)を活かした施策の企画および推進に関すること。

観光政策課

(1)～(7) (略)

(略)

文化課

財政課

(1)～(10) (略)

(略)

(納税推進室)

(1)～(16) (略)

人事課

(1)～(20) (略)

(21) 内部統制に関すること。

(22) (略)

(行政経営・人材マネジメント室)

(1)～(4) (略)

財産活用課

(1)～(16) (略)

情報公開・法制課

(1)～(13) (略)

(14) 公益社団法人および公益財団法人に係る事務の調整に関すること。

(15)・(16) (略)

大学私学課

(1)～(4) (略)

(略)

(交流文化部各課の分掌事務)

第12条の3 交流文化部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

誘客推進課

(1)～(5) (略)

(恐竜戦略室)

(1) (略)

(2) 恐竜を活かした施策の企画および推進に関すること。

観光政策課

(1)～(7) (略)

(略)

文化課

(1)～(12) (略)

スポーツ課

(1) (略)

(2) パラスポーツの振興に関すること。

(3)・(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) スポーツ指導者の養成および確保に関すること。

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立クレール射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンター、福井県立ホッケー場および福井県立久々子湖漕艇場に関すること。

(スポーツ交流推進室)

(1) スポーツを活かした交流人口の拡大に関すること。

(2) 福井県スポーツまちづくり推進機構に関すること。

ふくい桜マラソン課

(1) (略)

(産業労働部各課の分掌事務)

第15条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(産業人材室)

(1)～(7) (略)

成長産業立地課

(1)～(7) (略)

(1)～(12) (略)

スポーツ課

(1) (略)

(2) 障がい者スポーツの振興に関すること。

(3)・(4) (略)

(5) 福井県スポーツまちづくり推進機構に関すること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) 社会体育指導者の養成および確保に関すること。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立クレール射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンター、福井県立ホッケー場および福井県立艇庫に関すること。

ふくい桜マラソン課

(1) (略)

(産業労働部各課の分掌事務)

第15条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(産業人材室)

(1)～(7) (略)

成長産業立地課

(1)～(7) (略)

(8) 産業団地に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(8) (略)

(産業団地整備室)

(1) 県営産業団地の整備に関すること（他課の所管に属するものを除く。）

。—
(2) 県営産業団地への企業誘致に関すること。

(3) 産業団地に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

産業技術課

(1)～(16) (略)

(略)

(農林水産部各課の分掌事務)

第16条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(園芸カレッジ室)

(1)～(3) (略)

中山間農業・畜産課

(1)～(21) (略)

(22) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の施行に関すること。

(23)～(29) (略)

(鳥獣害対策室)

(1)～(4) (略)

農村振興課

(1) 農業農村整備事業の企画および広報に関すること。

(2)～(10) (略)

(11) 土地改良財産の管理処分に関すること。

(12) 農業用施設の長寿命化対策に関すること。

(13) 農業水利調整に関すること。

(14) 農地および農業用施設の災害復旧事業に関すること。

(15) 農地に係る海岸保全施設および地すべり防止施設の災害復旧事業に関すること。

(16) 農地に係る海岸保全区域の管理に関すること。

(17) 農地に係る地すべり防止区域の管理に関すること。

(18) 農地に係る海岸保全区域内の公有水面の埋立ておよび使用に関すること

。—

(9) (略)

産業技術課

(1)～(16) (略)

(略)

(農林水産部各課の分掌事務)

第16条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(園芸カレッジ室)

(1)～(3) (略)

中山間農業・畜産課

(1)～(21) (略)

(22) 農村地域への産業の導入の推進等に関する法律の施行に関すること。

(23)～(29) (略)

(鳥獣害対策室)

(1)～(4) (略)

農村振興課

(1) 農業農村整備事業の企画および総合調整に関すること。

(2)～(10) (略)

(19) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関すること。

農地整備課

(1) 農業農村整備事業の総合調整に関すること。

(2) 国営事業に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

水産課

(1)~(31) (略)

(全国豊かな海づくり大会室)

(1) 全国豊かな海づくり大会開催に関すること。

県産材活用課

(1)~(12) (略)

農地保全整備課

(1) 土地改良財産の管理処分に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 農業用施設の長寿命化対策に関すること。

(5) 農業水利調整に関すること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 農地および農業用施設の災害復旧事業に関すること。

(11) 農地に係る海岸保全施設および地すべり防止施設の災害復旧事業に関すること。

(12) 農地に係る海岸保全区域の管理に関すること。

(13) 農地に係る地すべり防止区域の管理に関すること。

(14) 農地に係る海岸保全区域内の公有水面の埋立ておよび使用に関すること

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に関すること。

(21) (略)

(22) (略)

水産課

(1)~(31) (略)

県産材活用課

(1)~(12) (略)

(略)

(土木部各課の分掌事務)

第17条 土木部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(建設産業・人材支援室)

(1)~(10) (略)

道路建設課

(1)~(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

高規格道路課

(1)・(2) (略)

(略)

建築住宅課

(1)~(13) (略)

(14) マンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に関すること。

(15)~(22) (略)

公共建築課

(1)~(8) (略)

(組織)

第22条の4 (略)

2 第22条の2の規定にかかわらず、嶺南プロジェクト推進室、若狭湾サイクリングルート推進室、二州企画振興室および二州農林部ならびに二州県税相談室は、敦賀市に置く。

(部課および分掌事務)

第22条の5 若狭企画振興室、嶺南プロジェクト推進室、若狭湾サイクリングルート推進室、税務部、農業経営支援部、農村整備部および林業水産部の各室および課の分掌事務は、二州地域(敦賀市、三方郡および三方上中郡のうち平成17年3月30日現在における三方郡三方町の区域をいう。以下同じ。)において処理する分掌事務として次項に規定するものを除き、次のとおりとする

(略)

(土木部各課の分掌事務)

第17条 土木部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(建設産業・人材支援室)

(1)~(10) (略)

道路建設課

(1)~(7) (略)

(8) 県道路公社に関すること。

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

高規格道路課

(1)・(2) (略)

(略)

建築住宅課

(1)~(13) (略)

(14) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること。

(15)~(22) (略)

公共建築課

(1)~(8) (略)

(組織)

第22条の4 (略)

2 第22条の2の規定にかかわらず、若狭湾サイクリングルート推進室、二州企画振興室および二州農林部ならびに二州県税相談室は、敦賀市に置く。

(部課および分掌事務)

第22条の5 若狭企画振興室、嶺南プロジェクト推進室、若狭湾サイクリングルート推進室、税務部、農業経営支援部、農村整備部および林業水産部の各室および課の分掌事務は、二州地域(敦賀市、三方郡および三方上中郡のうち平成17年3月30日現在における三方郡三方町の区域をいう。以下同じ。)において処理する分掌事務として次項に規定するものを除き、次のとおりとする

。 若狭企画振興室

- (1) 振興局長が指定した施策の企画、立案および総合調整に関すること。
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)

。 若狭企画振興室

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)

- (32) (略)
- (33) (略)
- (34) (略)
- (35) 観光に関すること。

- (36) (略)
- (37) (略)
- (38) (略)
- (39) (略)
- (40) (略)
- (41) (略)
- (42) (略)
- (43) (略)
- (44) (略)
- (45) (略)
- (46) (略)
- (47) (略)
- (48) (略)

(49) 一般社団法人若狭湾観光連盟に関すること。

嶺南プロジェクト推進室

(1) (略)

(2) その他、嶺南地域の魅力向上やリゾートエリアの形成に関すること。

若狭湾サイクリングルート推進室

(1)～(3) (略)

税務部

管理納税課

(1)～(4) (略)

課税課

第22条の13に規定する課税第1課の分掌事項（同項の表課税第1課の項第1号に掲げるもののうち、県民税の配当割および株式等譲渡所得割に係る徴収金（延滞金および滞納処分費を除く。）の賦課（納税の告知を含む。

- (31) (略)
- (32) (略)
- (33) (略)

- (34) (略)
- (35) (略)
- (36) (略)
- (37) (略)
- (38) (略)
- (39) (略)
- (40) (略)
- (41) (略)
- (42) (略)
- (43) (略)
- (44) (略)
- (45) (略)
- (46) (略)

嶺南プロジェクト推進室

- (1) 振興局長が指定した施策の企画、立案および総合調整に関すること。
- (2) 観光に関すること。
- (3) (略)
- (4) 一般社団法人若狭湾観光連盟に関すること。

若狭湾サイクリングルート推進室

(1)～(3) (略)

税務部

管理納税課

(1)～(4) (略)

課税課

第22条の13に規定する課税第1課の分掌事項（同項の表課税第1課の項第1号に掲げるもののうち、県民税の配当割および株式等譲渡所得割に係る徴収金（延滞金および滞納処分費を除く。）の賦課（納税の告知を含む。

）および減免に係るものを除く。）および課税第2課の分掌事項（同条第1項の表課税第2課の項第1号に掲げるもののうち、自動車税（課税期日後に納税義務が発生したものに限る。）に係る徴収金（延滞金および滞納処分費を除く。）の賦課（納税の告知を含む。）および減免に係るものを除く。）

二州県税相談室

（略）

農業経営支援部

（略）

（略）

2 二州企画振興室および二州農林部の各室および課の分掌事務は、二州地域において処理する次の事務とする。

二州企画振興室

(1) 前項に規定する若狭企画振興室の分掌事項（同項の表若狭企画振興室の項第2号から第4号まで、第10号から第30号まで、第31号から第34号までおよび第36号から第48号までに掲げるものに限る。）。

(2)～(4) （略）

二州農林部

（略）

（分掌事務）

第22条の13 福井県税事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

（略）

課税第1課

(1)～(7) （略）

課税第2課

(1) 不動産取得税、自動車税、鉦区税、固定資産税および狩猟税に係る徴収金（延滞金および滞納処分費を除く。）の賦課（納税の告知を含む。）および減免に関すること。

(2)～(5) （略）

軽油引取税課

(1)～(7) （略）

）および減免に係るものを除く。）および課税第2課の分掌事項（同条第1項の表課税第2課の項第1号に掲げるもののうち、自動車税種別割（課税期日後に納税義務が発生したものに限る。）および自動車税環境性能割（軽自動車税環境性能割を含む。）に係る徴収金（延滞金および滞納処分費を除く。）の賦課（納税の告知を含む。）および減免に係るものを除く。）

二州県税相談室

（略）

農業経営支援部

（略）

（略）

2 二州企画振興室および二州農林部の各室および課の分掌事務は、二州地域において処理する次の事務とする。

二州企画振興室

(1) 前項に規定する若狭企画振興室の分掌事項（同項の表若狭企画振興室の項第1号から第3号まで、第9号から第29号までおよび第31号から第46号までに掲げるものに限る。）。

(2)～(4) （略）

二州農林部

（略）

（分掌事務）

第22条の13 福井県税事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

（略）

課税第1課

(1)～(7) （略）

課税第2課

(1) 不動産取得税、自動車税種別割、自動車税環境性能割（軽自動車税環境性能割を含む。）、鉦区税、固定資産税および狩猟税に係る徴収金（延滞金および滞納処分費を除く。）の賦課（納税の告知を含む。）および減免に関すること。

(2)～(5) （略）

軽油引取税課

(1)～(7) （略）

(略)

(名称および位置)

第38条の6 名古屋事務所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県名古屋事務所	名古屋市中区栄4丁目1番1号

(分掌事務)

第42条の2 (略)

2・3 (略)

4 丹南健康福祉センターの室および課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

福祉保健部

(略)

環境衛生部

生活衛生課

第1項に規定する環境衛生課の分掌事項のうち、第1号から第20号までの分掌事項

環境廃棄物対策課

(略)

武生福祉保健部

(略)

5 嶺南振興局二州健康福祉センターの室および課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

地域保健課

(略)

生活衛生課

第1項に規定する環境衛生課の分掌事項のうち、第1号から第20号までの分掌事項

環境廃棄物対策課

第1項に規定する環境衛生課の分掌事項のうち、第22号から第40号までの分掌事項

(略)

(名称および位置)

第38条の6 名古屋事務所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県名古屋事務所	名古屋市中村区名駅3丁目26番8号

(分掌事務)

第42条の2 (略)

2・3 (略)

4 丹南健康福祉センターの室および課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

福祉保健部

(略)

環境衛生部

環境衛生課

第1項に規定する環境衛生課の分掌事項のうち、第1号から第20号までの分掌事項

環境廃棄物対策課

(略)

武生福祉保健部

(略)

5 嶺南振興局二州健康福祉センターの室および課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

地域保健課

(略)

環境衛生課

第1項に規定する環境衛生課の分掌事項のうち、第1号から第20号までの分掌事項

環境衛生課

第1項に規定する環境衛生課の分掌事項のうち、第22号から第40号までの分掌事項

衛生検査課

(1)~(8) (略)

6 (略)

(分課および分掌事務)

第99条 工業技術センターに次の室および部を置く。

(1)~(5) (略)

2 前項の室および部の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

企画支援部

(1)~(13) (略)

新産業創出研究部

(1)~(9) (略)

(10) 建設技術に関する試験、研究、調査およびその成果の普及に関すること

○

(11) 建設技術に関する情報の収集および提供に関すること。

(12) (略)

化学・繊維部

(1)~(16) (略)

機械・金属部

(1)~(7) (略)

(分課および分掌事務)

第119条 (略)

2 (略)

3 前2項の課、部および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

企画・指導部

衛生検査課

(1)~(8) (略)

6 (略)

(分課および分掌事務)

第99条 工業技術センターに次の室および部を置く。

(1)~(5) (略)

(6) 建設技術研究部

2 前項の室および部の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

企画支援部

(1)~(13) (略)

新産業創出研究部

(1)~(9) (略)

(10) (略)

化学・繊維部

(1)~(16) (略)

機械・金属部

(1)~(7) (略)

建設技術研究部

(1) 建設技術に関する試験、研究、調査およびその成果の普及に関すること

○

(2) 建設技術に関する情報の収集および提供に関すること。

(分課および分掌事務)

第119条 (略)

2 (略)

3 前2項の課、部および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

企画・指導部

(略)

品種開発研究部

(1)~(15) (略)

(16) 野菜および花きに関する試験、研究および調査に関すること。

(17) 優良野菜および花きの育成に関すること。

次世代技術研究部

(1)~(19) (略)

(略)

(分課および分掌事務)

第119条の7 (略)

2 前項の課の分掌事務は、次のとおりとする。

研究推進課

(1) 野菜および果樹に関する試験、研究および調査に関すること。

(2) 優良野菜および果樹の育成に関すること。

(3)~(5) (略)

園芸交流課

(1)・(2) (略)

(分課および分掌事務)

第165条 総合グリーンセンターに次の課および部を置く。

(1) (略)

(2) 緑化・花づくり推進部

(3) (略)

2 (略)

(名称および位置)

第179条の6の3 ダム管理事務所の名称および位置は、次のとおりとする。

土木事務所	名称	位置
(略)	(略)	(略)
奥越土木事務所	(略)	(略)
丹南土木事務所	<u>福井県広野・榎谷・吉野瀬川ダム統合管理事務所</u>	南条郡南越前町

(略)

品種開発研究部

(1)~(15) (略)

次世代技術研究部

(1)~(19) (略)

(略)

(分課および分掌事務)

第119条の7 (略)

2 前項の課の分掌事務は、次のとおりとする。

研究推進課

(1) 野菜、果樹および花きに関する試験、研究および調査に関すること。

(2) 優良野菜、果樹および花きの育成に関すること。

(3)~(5) (略)

園芸交流課

(1)・(2) (略)

(分課および分掌事務)

第165条 総合グリーンセンターに次の課および部を置く。

(1) (略)

(2) 緑化・花づくり推進課

(3) (略)

2 (略)

(名称および位置)

第179条の6の3 ダム管理事務所の名称および位置は、次のとおりとする。

土木事務所	名称	位置
(略)	(略)	(略)
奥越土木事務所	(略)	(略)
丹南土木事務所	<u>福井県広野・榎谷ダム統合管理事務所</u>	南条郡南越前町

小浜土木事務所 (略) (略)

(本庁に置く職およびその職務)

第202条 次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
(略)	(略)	(略)
副部長	(略)	(略)
課(室)長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(局長等)

第208条 前3条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職(以下この節において「局長等」という。)を、それぞれ同表の中欄に掲げる出先機関の組織に置くことがあり、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
(略)	(略)	(略)
所長	(略)	(略)
部次長	丹南土木事務所 丹生土木部なら びに県立病院の 薬剤部および看 護部	部長の職務を補佐する。
課長または室長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
危機管理幹	(略)	(略)
嶺南プロジェクト	嶺南振興局	上司の命を受け、嶺南プロジェクトに関する

小浜土木事務所 (略) (略)

(本庁に置く職およびその職務)

第202条 次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
(略)	(略)	(略)
副部長	(略)	(略)
新幹線・交通ま ちづくり局副局 長	未来創造部	上司の命を受け、新幹線・交通まちづくり局 長を補佐するとともに、新幹線、交通および まちづくりに関する事務を掌理し、所属の職 員を指揮監督する。
課(室)長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(局長等)

第208条 前3条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職(以下この節において「局長等」という。)を、それぞれ同表の中欄に掲げる出先機関の組織に置くことがあり、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
(略)	(略)	(略)
所長	(略)	(略)
部次長	嶺南振興局農業 経営支援部なら びに県立病院の 薬剤部および看 護部	部長の職務を補佐する。
課長または室長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
危機管理幹	(略)	(略)

ト推進幹		事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
政策参事	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
看護師長	(略)	(略)
テクニカルアドバイザー	工業技術センター	上司の命を受け、特に困難で重要な研究を独立して行う
総括研究員	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

政策参事	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
看護師長	(略)	(略)
総括研究員	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第208条の表危機管理幹の項の次に嶺南プロジェクト推進幹の項を加える改正規定および看護師長の項の次にテクニカルアドバイザーの項を加える改正規定
令和8年4月2日
- (2) 第12条の3の表スポーツ課の項第16号の改正規定（「福井県立艇庫」を「福井県立久々子湖漕艇場」に改める部分に限る。） 令和8年7月1日
- (3) 第38条の6の改正規定 令和8年9月1日

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第12号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(福井県財務規則の一部改正)

第1条 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事の事務の一部委任)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 知事は、知事の事務部局(かいを除く。)の政策推進グループ(福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号)第4条第2項に規定する政策推進グループをいう。以下同じ。)および課の長(第219条において「知事の事務部局の課長」という。)、議会議長総務課長の職にある職員であって知事の補助職員に併任されたもの、教育庁(かいを除く。)の課の長(第219条において「教育庁の課長」という。)、警察本部会計課長、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長ならびに労働委員会事務局次長にその所掌に係る物品の取得、処分(自動車(公安委員会の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。)の処分を除く。)および出納通知に関する事務を、財産活用課長に自動車の処分に関する事務を委任する。</p> <p>(給与に係る資金前渡職員の指定等)</p> <p>第73条 給与に係る資金前渡職員は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる機関における当該各号に定める職員をもってこれに充てる。ただし、当該職員に事故があるとき、または当該職員が欠けたときは、第4条第3項または第4項の規定により支出負担行為に係る事務の委任を受けた者の指定する職員をもってこれに充てる。</p> <p>(1) 本庁 政策推進グループに所属する政策参事、課長補佐および次長補佐(これらの職にある者の事務を取り扱う者を含む。)</p> <p>(2)~(5) (略)</p>	<p>(知事の事務の一部委任)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 知事は、知事の事務部局(かいを除く。)の政策推進グループ(福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号)第4条第2項に規定する政策推進グループをいう。以下同じ。)、<u>新幹線政策連携室(福井県行政組織規則第4条第5項に規定する新幹線政策連携室をいう。以下同じ。)</u>および課の長(第219条において「知事の事務部局の課長」という。)、議会議長総務課長の職にある職員であって知事の補助職員に併任されたもの、教育庁(かいを除く。)の課の長(第219条において「教育庁の課長」という。)、警察本部会計課長、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長ならびに労働委員会事務局次長にその所掌に係る物品の取得、処分(自動車(公安委員会の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。)の処分を除く。)および出納通知に関する事務を、財産活用課長に自動車の処分に関する事務を委任する。</p> <p>(給与に係る資金前渡職員の指定等)</p> <p>第73条 給与に係る資金前渡職員は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる機関における当該各号に定める職員をもってこれに充てる。ただし、当該職員に事故があるとき、または当該職員が欠けたときは、第4条第3項または第4項の規定により支出負担行為に係る事務の委任を受けた者の指定する職員をもってこれに充てる。</p> <p>(1) 本庁 政策推進グループに所属する政策参事、<u>新幹線政策連携室の長</u>、課長補佐および次長補佐(これらの職にある者の事務を取り扱う者を含む。)</p> <p>(2)~(5) (略)</p>

別表第1（第5条関係）

組織	出納員に充てる職
(略)	(略)
海浜自然センター	(略)
年縞博物館	施設管理を担当する主事
健康福祉センター	(略)
(略)	(略)
福井産業技術学院	(略)
敦賀産業技術学院	庶務を担当する主任
工業技術センター	(略)
(略)	(略)

別表第3（第5条の2関係）

組織	物品出納員に充てる職
本庁	政策推進グループに所属する政策参事および課長補佐（同等の職にある者およびその事務を取り扱う者を含む。）

別表第1（第5条関係）

組織	出納員に充てる職
(略)	(略)
海浜自然センター	(略)
年縞博物館	施設管理を担当する主任
健康福祉センター	(略)
(略)	(略)
福井産業技術学院	(略)
敦賀産業技術学院	庶務を担当する企画主査
工業技術センター	(略)
(略)	(略)

別表第3（第5条の2関係）

組織	物品出納員に充てる職
本庁	政策推進グループに所属する政策参事、新幹線政策連携室の長および課長補佐（同等の職にある者およびその事務を取り扱う者を含む。）

（福井県事務委任規則の一部改正）

第2条 福井県事務委任規則（昭和44年福井県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2の2（第6条関係）嶺南振興局長への個別委任事項		別表第2の2（第6条関係）嶺南振興局長への個別委任事項	
出先機関の長	委任事項	出先機関の長	委任事項
嶺南振興局長	(略) (農林水産部流通販売課関係) 1・2 (略) (農林水産部中山間農業・畜産課、農林水産部農地整備課および農林水産部森づくり課関係) 1 (略) (農林水産部農村振興課関係) 1～3 (略)	嶺南振興局長	(略) (農林水産部流通販売課関係) 1・2 (略) (農林水産部中山間農業・畜産課、農林水産部農地保全整備課および農林水産部森づくり課関係) 1 (略) (農林水産部農村振興課関係) 1～3 (略)

(農林水産部農地整備課、農林水産部水産課、土木部砂防防災課および土木部港湾空港課関係)

1 (略)

(農林水産部農地整備課、農林水産部森づくり課および土木部砂防防災課関係)

1 (略)

(農林水産部水産課関係)

1～3 (略)

(略)

(農林水産部農地保全整備課、農林水産部水産課、土木部砂防防災課および土木部港湾空港課関係)

1 (略)

(農林水産部農地保全整備課、農林水産部森づくり課および土木部砂防防災課関係)

1 (略)

(農林水産部水産課関係)

1～3 (略)

(略)

(福井県知事の権限に属する事務の一部を委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則の一部改正)

第3条 福井県知事の権限に属する事務の一部を委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則(昭和44年福井県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育庁副部長および警察本部長に対する補助執行) 第4条 教育庁副部長および警察本部長に、次に掲げる事務で当該委員会等の所掌する事務に係るものを補助執行させる。 (1) (略) (2) <u>公益社団法人および公益財団法人、一般社団法人および一般財団法人ならびに公益信託に関する事務</u>	(教育庁副部長および警察本部長に対する補助執行) 第4条 教育庁副部長および警察本部長に、次に掲げる事務で当該委員会等の所掌する事務に係るものを補助執行させる。 (1) (略) (2) 公益社団法人および公益財団法人ならびに一般社団法人および一般財団法人に関する事務

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県コンプライアンス委員会規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第13号

福井県コンプライアンス委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和28年福井県条例第26号)第4条の規定に基づき、福井県コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、コンプライアンスに関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 特別の事項を審議させるため、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、コンプライアンスに関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。ただし、委員会が認めた場合は、公開することができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、委員会から付議された事項を調査するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会に、部会長および専門部員を若干名置くことができる。

3 部会長は委員のうちから、専門部員は委員または付議事項に関し識見を有する者のうちから、委員長が委嘱する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部コンプライアンス推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第14号

福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則を廃止する規則

福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(令和元年福井県規則第18号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

福井県告示第154号

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置（昭和55年福井県告示第300号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
東京事務所	(略)	東京事務所	(略)
名古屋事務所	<u>名古屋市中区栄4丁目</u>	名古屋事務所	名古屋市中村区名駅3丁目
京都事務所	(略)	京都事務所	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
高志中学校	(略)	高志中学校	(略)
若杉中学校	<u>福井市若杉町</u>		
教育総合研究所	(略)	教育総合研究所	(略)

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、表名古屋事務所の項の改正規定は、令和8年9月1日から施行する。

訓 令

福井県訓令第5号

庁中一般
教育長
警察本部
各出先機関
労働委員会事務局

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(福井県職員服務規程の一部改正)

第1条 福井県職員服務規程(昭和39年福井県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁 福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号。以下本条において「行政組織規則」という。)に定める部、局、政策推進グループおよび課をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 所属長 次の表の右欄に掲げる者にあつては、同表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">本庁</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>部長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>部内局長</td> <td>部内局に置かれる課の長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計局長</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	本庁	(略)	(略)		部長	(略)		部内局長	部内局に置かれる課の長		会計管理者	(略)		(略)	(略)		会計局長	(略)	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁 福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号。以下本条において「行政組織規則」という。)に定める部、局、政策推進グループ、<u>新幹線政策連携室</u>および課をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 所属長 次の表の右欄に掲げる者にあつては、同表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる者をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">本庁</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>部長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>部内局長</td> <td>部内局に置かれる<u>副局長</u>および課(室)の長(課内室長を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計局長</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	本庁	(略)	(略)		部長	(略)		部内局長	部内局に置かれる <u>副局長</u> および課(室)の長(課内室長を除く。)		会計管理者	(略)		(略)	(略)		会計局長	(略)
本庁	(略)	(略)																																			
	部長	(略)																																			
	部内局長	部内局に置かれる課の長																																			
	会計管理者	(略)																																			
	(略)	(略)																																			
	会計局長	(略)																																			
本庁	(略)	(略)																																			
	部長	(略)																																			
	部内局長	部内局に置かれる <u>副局長</u> および課(室)の長(課内室長を除く。)																																			
	会計管理者	(略)																																			
	(略)	(略)																																			
	会計局長	(略)																																			

	課長	上記以外の職員		課長または部内局に置かれる室長（課内室長を除く。）	上記以外の職員
嶺南振興局（嶺南振興局の出先機関を除く。）	未来創造部の事務を総括する副部長	（略）	嶺南振興局（嶺南振興局の出先機関を除く。）	未来創造部の事務を総括する副部長	（略）
	局長	副局長、危機管理幹、嶺南プロジェクト推進幹、若狭企画振興室長、若狭湾サイクリングルート推進室長、嶺南プロジェクト推進室長、二州企画振興室長および部長		局長	副局長、危機管理幹、若狭企画振興室長、嶺南プロジェクト推進室長、若狭湾サイクリングルート推進室長、二州企画振興室長および部長
	若狭企画振興室長、嶺南プロジェクト推進室長、若狭湾サイクリングルート推進室長、二州企画振興室長または部長	（略）		若狭企画振興室長、嶺南プロジェクト推進室長、若狭湾サイクリングルート推進室長、二州企画振興室長または部長	（略）
上記以外の出先機関（嶺南振興局の出先機関を含む。）	部の事務を総括する副部長	（略）	上記以外の出先機関（嶺南振興局の出先機関を含む。）	部の事務を総括する副部長	（略）
	出先機関の長	（略）		出先機関の長	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（福井県職員被服等貸与規程の一部改正）

第2条 福井県職員被服等貸与規程（昭和46年福井県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
被服貸与者		貸与品名	数量	貸与期間	被服貸与者		貸与品名	数量	貸与期間
所属	職				所属	職			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
農村振興課	（略）	（略）	（略）	（略）	農村振興課	（略）	（略）	（略）	（略）

農地整備課	現地指導調査監督業務に従事する職員	作業衣上下	1	3	農地保全整備課	現地指導調査監督業務に従事する職員	作業衣上下	1	3
		夏作業衣上下	1	3			夏作業衣上下	1	3
		防寒衣	1	3			防寒衣	1	3
		雨衣	1	2			雨衣	1	2
		帽子	1	3			帽子	1	3
		保安帽	1	4			保安帽	1	4
		ズック	1	2			ズック	1	2
		長靴	1	2			長靴	1	2
水産課（嶺南振興局林業水産部水産漁港課および二州農林部林業水産課を含む。）	(略)	(略)	(略)	(略)	水産課（嶺南振興局林業水産部水産漁港課および二州農林部林業水産課を含む。）	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(福井県庁議規程の一部改正)

第3条 福井県庁議規程（昭和48年福井県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(付議手続等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 構成員は、所管事項等について庁議に付議すべき事案があるときは、開催日の属する月の前月の最終木曜日までに当該付議すべき事案の要旨および資料を<u>未来創造部長</u>に提出しなければならない。ただし、急施を要するときは、この限りでない。</p>	<p>(付議手続等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 構成員は、所管事項等について庁議に付議すべき事案があるときは、開催日の属する月の前月の最終木曜日までに当該付議すべき事案の要旨および資料を<u>地域戦略部長</u>に提出しなければならない。ただし、急施を要するときは、この限りでない。</p>

(福井県事務決裁規程の一部改正)

第4条 福井県事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事の決裁事項および副知事等の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(知事の決裁事項および副知事等の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p>

2 前項の規定にかかわらず、DX推進監はDX推進課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について、新幹線・交通まちづくり局長は新幹線建設推進課、地域鉄道課または交通まちづくり課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について、文化・スポーツ局長は文化・スポーツ局各課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について、健康医療局長は健康政策課、地域医療課、保健予防課または医薬食品・衛生課の所管に属する事務（感染拡大防止に関するものを除く。）に係る事項のうち部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について、感染症対策監は健康福祉部の所管に属する感染拡大防止に関する事務に係る事項のうち部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について、知事公室長は知事公室各課の所管に属する事項のうち副部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について専決することができる。

（代決）

第7条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。ただし、決裁権者があらかじめ代決をすることを禁止した事項については、この限りでない。

決裁権者の区分等	代決をすることができる者	
	決裁権者が不在の場合	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ない場合
（略）	（略）	（略）

備考

- この表において「課」とは組織規則第8条第1項の表の下欄に掲げる課、組織規則第4条第2項の政策推進グループ（以下「政策推進グループ」という。）および組織規則第9条第2項各号に掲げる会計局各課を、「課内室」とは組織規則第8条第2項の表の下欄に掲げる室をいう。

2 前項の規定にかかわらず、DX推進監はDX推進課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について、新幹線・交通まちづくり局長は新幹線政策連携室（福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号。以下「組織規則」という。）第4条第5項の新幹線政策連携室をいう。以下同じ）、新幹線建設推進課、地域鉄道課または交通まちづくり課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について、文化・スポーツ局長は文化・スポーツ局各課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について、健康医療局長は健康政策課、地域医療課、保健予防課または医薬食品・衛生課の所管に属する事務（感染拡大防止に関するものを除く。）に係る事項のうち部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について、感染症対策監は健康福祉部の所管に属する感染拡大防止に関する事務に係る事項のうち部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について、知事公室長は知事公室各課の所管に属する事項のうち副部長の専決事項（特に重要なものを除く。）について専決することができる。

（代決）

第7条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。ただし、決裁権者があらかじめ代決をすることを禁止した事項については、この限りでない。

決裁権者の区分等	代決をすることができる者	
	決裁権者が不在の場合	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ない場合
（略）	（略）	（略）

備考

- この表において「課」とは組織規則第8条第1項の表の下欄に掲げる課、組織規則第4条第2項の政策推進グループ（以下「政策推進グループ」という。）、新幹線政策連携室および組織規則第9条第2項各号に掲げる会計局各課を、「課内室」とは組織規則第8条第2項の表の下欄に掲げる室をいう。

2 部長および副部長には会計局長を、課長には組織規則第202条第2項に規定する政策参事のうち政策推進グループに所属する政策参事を含む。

2 部長および副部長には会計局長を、課長には組織規則第202条第2項に規定する政策参事のうち政策推進グループに所属する政策参事および新幹線政策連携室の長を含む。

2 (略)

2 (略)

別表備考第2号中「課長には新幹線政策連携室の長を」を削る。

(福井県出先機関事務決裁規程の一部改正)

第5条 福井県出先機関事務決裁規程(昭和50年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第3条関係)出先機関の長の専決事項			別表第1(第3条関係)出先機関の長の専決事項		
出先機関名	項	長の専決事項	出先機関名	項	長の専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉センター	(略)	(略)	健康福祉センター	(略)	(略)
保健所	(略)	(略)	保健所	(略)	(略)
	1~4	(略) (健康福祉部健康医療局地域医療課関係)		1~4	(略) (健康福祉部健康医療局地域医療課関係)
	1~4	(略) (健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係)		1~4	(略) (健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係)
	5	大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 (1) 栽培地等の立入検査等に関すること(法第22条の3第1項)。		5	大麻取締法(昭和23年法律第124号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 (1) 栽培地等の立入検査等に関すること(法第21条第1項)。
	6・7	(略)		6・7	(略)
計量検定所		(略)	計量検定所		(略)
農林総合事務所および嶺南振興局	1~6 7	(略) 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 (1) (略) (2) 審査請求の受理に関すること(法第46条	農林総合事務所および嶺南振興局	1~6 7	(略) 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 (1) (略) (2) 審査請求の受理に関すること(法第87条

、第87条第6項、第87条の2第10項、第88条第6項、第88条第10項、第88条第13項、第88条第19項、第89条の2第4項、第90条第11項、第91条の2第8項、第99条第9項）。

(3) 土地改良区の役員の就任および退任または氏名もしくは住所の変更にすること（法第18条第18項・第19項）。

(4) 土地改良区の決算関係書類の報告の受理に関すること。（法第29条の2）

(5) (略)

(6) 急施に関すること（法第49条、第87条の4、第87条の5）。

(7) (略)

(8) (略)

(9) 権利者会議の招集に関すること（法第52条第5項、第89条の2第2項・第5項）。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 連携保全管理計画の認可に関すること（法第57条の9第1項、第57条の10、第57条の11第1項、第57条の12第1項、第57条の13）。

(15) (略)

(16) (略)

(17) 登記所への届出に関すること（法第113条の4）。

(18) (略)

(19) 立入調査等の公告に関すること（県報登載に係るものを除く。）（法第118条第3項

第6項、第87条の2第10項、第88条第13項、第89条の2第4項、第90条第11項）。

(3) 土地改良区の役員の就任および退任または氏名もしくは住所の変更にすること（法第18条第17項・第18項）。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 権利者会議の招集に関すること（法第89条の2第2項・第5項）。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 登記所への届出に関すること（法第113条の3）。

(15) (略)

(16) 立入調査等について公告をすること（県報登載に係るものを除く。）（法第118条第

		<p>)。</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 事業費の決定前、補助額の決定前または交付の指令前の着工の承認に関する事(農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第14)。</p> <p>(24) 災害復旧事業全体計画書の軽微変更の承認に関する事(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条)。</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) 土地改良財産の改築等の承認(財産の交換および用途の変更を除く。)に関する事(福井県土地改良財産の管理および処分に関する事務取扱要綱第34条)。</p> <p>(30) (略)</p>
	8～11	(略)
農林総合事務所、嶺南振興局若狭企画振興室および嶺南振興局二州企画振興室		(略)
(略)	(略)	(略)

別表第2(第3条関係)出先機関の事務局長、次長、部長、課(室)長等の専決

		<p>3項)。</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 事務所の設置届、総代の就退任届および総会の議決報告等の受理に関する事(土地改良法取扱要綱第5条、第7条、第11条)。</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) 事業費の決定前、補助額の決定前または交付の指令前の着工の承認に関する事(農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要領)。</p> <p>(22) 災害復旧事業全体計画書の軽微変更の承認に関する事(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金の暫定措置に関する法律の取扱要綱第17)。</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) 土地改良財産の改築等の承認(財産の交換および用途の変更を除く。)に関する事(福井県土地改良財産の管理および処分に関する事務取扱要綱第9条)。</p> <p>(28) (略)</p>
	8～11	(略)
農林総合事務所、嶺南振興局若狭企画振興室および嶺南振興局二州企画振興室		(略)
(略)	(略)	(略)

別表第2(第3条関係)出先機関の事務局長、次長、部長、課(室)長等の専決

事項

ア～オ (略)

カ 県立病院の事務局長、部長および課(室)長の専決事項

事務局長	部長	経営管理課長	課(室)長
1～4 (略)	1 (略)	1～9 (略)	1・2 (略)
			3 (略)
			4 (略)
			5 (略)
			6 (略)
			7 (略)

備考 (略)

キ・ク (略)

ケ 丹南土木事務所の部長および課長の専決事項

鯖江丹生土木部長	総務課長	課長
(略)	(略)	(略)

備考 広野・榑谷・吉野瀬川ダム統合管理事務所長の専決事項を除く。

コ～セ (略)

事項

ア～オ (略)

カ 県立病院の事務局長、部長および課(室)長の専決事項

事務局長	部長	経営管理課長	課(室)長
1～4 (略)	1 (略)	1～9 (略)	1・2 (略)
			3 公舎の維持管理に 関すること(重要な ものを除く。利用環 境サービス室長に限 る。)
			4 (略)
			5 (略)
			6 (略)
			7 (略)
			8 (略)

備考 (略)

キ・ク (略)

ケ 丹南土木事務所の部長および課長の専決事項

鯖江丹生土木部長	総務課長	課長
(略)	(略)	(略)

備考 広野・榑谷ダム統合管理事務所長の専決事項を除く。

コ～セ (略)

(福井県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第6条 福井県職員安全衛生管理規程(昭和51年福井県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2 安全衛生管理者を置く機関(第5条関係) 本庁の政策推進グループ、課および局 出先機関(別表第1に掲げるものを除く。) (略)	別表第2 安全衛生管理者を置く機関(第5条関係) 本庁の政策推進グループ、 <u>新幹線政策連携室</u> 、課および局 出先機関(別表第1に掲げるものを除く。) (略)
別表第4 安全管理担当者を置く機関(第7条関係)	別表第4 安全管理担当者を置く機関(第7条関係)

(略)
 笹生川・浄土寺川ダム統合管理事務所
広野・榎谷・吉野瀬川ダム統合管理事務所
 河内川・大津呂ダム統合管理事務所
 (略)

別表第6 衛生管理担当者を置く機関（第9条関係）
 本庁の政策推進グループ、課および局
 出先機関（別表第5に掲げるものを除く。）
 (略)

別表第7 安全衛生推進者等を置く機関（第9条の2関係）
 (略)
 消費生活センター
防災航空事務所
 福井健康福祉センター
 (略)

(略)
 笹生川・浄土寺川ダム統合管理事務所
広野・榎谷ダム統合管理事務所
 河内川・大津呂ダム統合管理事務所
 (略)

別表第6 衛生管理担当者を置く機関（第9条関係）
 本庁の政策推進グループ、新幹線政策連携室、課および局
 出先機関（別表第5に掲げるものを除く。）
 (略)

別表第7 安全衛生推進者等を置く機関（第9条の2関係）
 (略)
 消費生活センター

 福井健康福祉センター
 (略)

(福井県文書規程の一部改正)

第7条 福井県文書規程（昭和61年福井県訓令第6号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 所属長 本庁の課（政策推進グループ（組織規則第4条第2項の政策推進グループをいう。）および会計局を含む。以下同じ。）の長（以下「課長」という。）および出先機関の長（以下「所長」という。）をいう。 (4)~(16) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 所属長 本庁の課（政策推進グループ（組織規則第4条第2項の政策推進グループをいう。）<u>、新幹線政策連携室（組織規則第4条第5項の新幹線政策連携室をいう。）</u>および会計局を含む。以下同じ。）の長（以下「課長」という。）および出先機関の長（以下「所長」という。）をいう。 (4)~(16) (略)</p>

(福井県嶺南地域の出先機関の総合調整および市町村との連絡調整に関する規程の一部改正)

第8条 福井県嶺南地域の出先機関の総合調整および市町村との連絡調整に関する規程（平成2年福井県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(調整会議の構成員)</p> <p>第3条 調整会議の構成員は、嶺南振興局長（以下「局長」という。）、嶺南振興局副局長、嶺南振興局危機管理幹、嶺南振興局嶺南プロジェクト推進幹および別表に掲げる出先機関等の長とする。</p>	<p>(調整会議の構成員)</p> <p>第3条 調整会議の構成員は、嶺南振興局長（以下「局長」という。）、嶺南振興局副局長、嶺南振興局危機管理幹および別表に掲げる出先機関等の長とする。</p>

(福井県広野ダム操作規則の一部改正)

第9条 福井県広野ダム操作規則（平成10年福井県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(洪水調節を行った後における水位の低下に係る措置)</p> <p>第14条 福井県広野・榑谷・吉野瀬川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、前条本文の規定により洪水調節を行った場合において、貯水池の水位が、洪水期にあつては制限水位を、非洪水期にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、同条に規定する方法によるゲート等の操作を行った場合の放流量のうち最大の放流量を限度としてダムから放流し、貯水池の水位を制限水位または常時満水位に低下させなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の放流量を限度としてダムから放流することができる。</p>	<p>(洪水調節を行った後における水位の低下に係る措置)</p> <p>第14条 福井県広野・榑谷ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、前条本文の規定により洪水調節を行った場合において、貯水池の水位が、洪水期にあつては制限水位を、非洪水期にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、同条に規定する方法によるゲート等の操作を行った場合の放流量のうち最大の放流量を限度としてダムから放流し、貯水池の水位を制限水位または常時満水位に低下させなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の放流量を限度としてダムから放流することができる。</p>

(福井県榑谷ダム操作規則の一部改正)

第10条 福井県榑谷ダム操作規則（平成18年福井県訓令第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第11条 広野・榑谷・吉野瀬川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第11条 広野・榑谷ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(福井県二ツ屋導水施設操作規則の一部改正)

第11条 福井県二ツ屋導水施設操作規則（平成18年福井県訓令第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第8条 <u>広野・榎谷・吉野瀬川ダム統合管理事務所長</u>（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第8条 <u>広野・榎谷ダム統合管理事務所長</u>（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(福井県統計事務取扱規程の一部改正)

第12条 福井県統計事務取扱規程（平成21年福井県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所属長 本庁の課（政策推進グループ（福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第4条第2項の政策推進グループをいう。）を含む。以下同じ。）の長および出先機関の長をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所属長 本庁の課（政策推進グループ（福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第4条第2項の政策推進グループをいう。）<u>および新幹線政策連携室</u>（福井県行政組織規則第4条第5項の<u>新幹線政策連携室</u>をいう。）を含む。以下同じ。）の長および出先機関の長をいう。</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中福井県職員服務規程第2条の表嶺南振興局（嶺南振興局の出先機関を除く。）の部局長の項の改正規定および第8条の規定は、令和8年4月2日から施行する。

教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第2号

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年福井県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																												
<p>(課および室の設置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 義務教育課に教育・福祉連携室を置く。</u></p> <p>(各課および各室の分掌事務)</p> <p>第8条 各課および各室の分掌事務は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">課名および室名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育政策課</td> <td>1～28 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>29</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>30</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>31</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>32</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>33</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>34</u> (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">教育DX推進室</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教職員課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校教育課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">義務教育課</td> <td>1～18 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	課名および室名	分掌事務	教育政策課	1～28 (略)		<u>29</u> (略)		<u>30</u> (略)		<u>31</u> (略)		<u>32</u> (略)		<u>33</u> (略)		<u>34</u> (略)	教育DX推進室	(略)	教職員課	(略)	高校教育課	(略)	義務教育課	1～18 (略)	<p>(課および室の設置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(各課および各室の分掌事務)</p> <p>第8条 各課および各室の分掌事務は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">課名および室名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育政策課</td> <td>1～28 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>29 福井の教育の発信に関すること</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>30</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>31</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>32</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>33</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>34</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>35</u> (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">教育DX推進室</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教職員課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校教育課</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">義務教育課</td> <td>1～18 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>19 幼児教育の振興に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>20 家庭教育の推進に関すること（</u> <u>他課の所管に属するものを除く。）</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>21 市町立幼稚園の設置廃止等の届</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名および室名	分掌事務	教育政策課	1～28 (略)		<u>29 福井の教育の発信に関すること</u>		—		<u>30</u> (略)		<u>31</u> (略)		<u>32</u> (略)		<u>33</u> (略)		<u>34</u> (略)		<u>35</u> (略)	教育DX推進室	(略)	教職員課	(略)	高校教育課	(略)	義務教育課	1～18 (略)		<u>19 幼児教育の振興に関すること。</u>		<u>20 家庭教育の推進に関すること（</u> <u>他課の所管に属するものを除く。）</u>		—		<u>21 市町立幼稚園の設置廃止等の届</u>
課名および室名	分掌事務																																																												
教育政策課	1～28 (略)																																																												
	<u>29</u> (略)																																																												
	<u>30</u> (略)																																																												
	<u>31</u> (略)																																																												
	<u>32</u> (略)																																																												
	<u>33</u> (略)																																																												
	<u>34</u> (略)																																																												
教育DX推進室	(略)																																																												
教職員課	(略)																																																												
高校教育課	(略)																																																												
義務教育課	1～18 (略)																																																												
課名および室名	分掌事務																																																												
教育政策課	1～28 (略)																																																												
	<u>29 福井の教育の発信に関すること</u>																																																												
	—																																																												
	<u>30</u> (略)																																																												
	<u>31</u> (略)																																																												
	<u>32</u> (略)																																																												
	<u>33</u> (略)																																																												
	<u>34</u> (略)																																																												
	<u>35</u> (略)																																																												
教育DX推進室	(略)																																																												
教職員課	(略)																																																												
高校教育課	(略)																																																												
義務教育課	1～18 (略)																																																												
	<u>19 幼児教育の振興に関すること。</u>																																																												
	<u>20 家庭教育の推進に関すること（</u> <u>他課の所管に属するものを除く。）</u>																																																												
	—																																																												
	<u>21 市町立幼稚園の設置廃止等の届</u>																																																												

	19 (略)
	20 (略)
	21 (略)
教育・福祉連携室	1 教育政策と子育て政策との連携に関すること。 2 福井の教育の発信に関すること。 3 幼児教育の振興に関すること。 4 家庭教育の推進に関すること(他課の所管に属するものを除く)。 5 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の受理に関すること。 6 福井県幼児教育支援センターに関すること。
生涯学習・文化財課	(略)
(略)	(略)

(分課(室)等)

第20条 次表の左欄に掲げる県立学校以外の教育機関にそれぞれ同表の中欄に掲げる室、センターまたは教育博物館を置き、当該センターにそれぞれ同表右欄に掲げる課を置く。

機関名	室等名	課名
福井県教育総合研究所	管理室	
	教科研究センター	教科研究課 理科教育課 学び創造課
	教職研修センター	(略)
	教育相談センター	教育相談課 こども発達サポート課
	教育博物館	

	出の受理に関すること。 22 福井県幼児教育支援センターに関すること。 23 (略) 24 (略) 25 (略)
生涯学習・文化財課	(略)
(略)	(略)

(分課(室)等)

第20条 次表の左欄に掲げる県立学校以外の教育機関にそれぞれ同表の中欄に掲げる室、センターまたは教育博物館を置き、当該センターにそれぞれ同表右欄に掲げる課を置く。

機関名	室等名	課名
福井県教育総合研究所	管理室	
	教科研究センター	小中学校教科研究課 高校教科研究課 理科教育課 新教育課題研究課
	教職研修センター	(略)
	教育相談センター	教育相談課
	教育博物館	

2・3 (略)

(教育総合研究所各課等の分掌事務等)

第21条 福井県教育総合研究所(以下「教育総合研究所」という。)の室、課および教育博物館の分掌事務は、次表のとおりとする。

室等名	分掌事務
管理室	(略)
教科研究課	1 小学校、中学校および高等学校の教科に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
理科教育課	(略)
学び創造課	1 (略)
教員研修課	(略)
専門研修課	(略)
教育相談課	1 (略)
こども発達サポート課	1 教育相談および生徒指導の調査研究ならびに関係教職員の研修に関すること。
教育博物館	(略)

2 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2・3 (略)

(教育総合研究所各課等の分掌事務等)

第21条 福井県教育総合研究所(以下「教育総合研究所」という。)の室、課および教育博物館の分掌事務は、次表のとおりとする。

室等名	分掌事務
管理室	(略)
小中学校教科研究課	1 小学校および中学校の教科に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
高校教科研究課	1 高等学校の教科に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
理科教育課	(略)
新教育課題研究課	1 (略)
教員研修課	(略)
専門研修課	(略)
教育相談課	1 (略) 2 教育相談および生徒指導の調査研究ならびに関係教職員の研修に関すること。
教育博物館	(略)

2 (略)

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第4号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和32年福井県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 給料表の適用範囲表			別表第1（第2条関係） 給料表の適用範囲表		
給料表の種類 (略)	適用する機関 (略)	適用する職員 (略)	給料表の種類 (略)	適用する機関 (略)	適用する職員 (略)
教育職給料表(2)	(略)	(略)	教育職給料表(2)	(略)	(略)
研究職給料表	総務部大学私学課、防災安全 部原子力安全対策課（鳥取県 に職員を派遣する場合に限る ）、消費生活センター、原 子力環境監視センター、 <u>交流</u> <u>文化部文化・スポーツ局文化</u> <u>課</u> 、恐竜博物館、歴史博物館 、美術館、若狭歴史博物館、 一乗谷朝倉氏遺跡博物館、エ ネルギー環境部自然環境課、 年縞博物館、県立病院、衛生 環境研究センター、工業技術 センター、陶芸館、越前古窯 博物館、農業試験場、園芸研 究センター、食品加工研究所 、畜産試験場、水産試験場、 栽培漁業センター、海洋資源 研究センター、内水面総合セ ンター、総合グリーンセンタ ー、教育庁生涯学習・文化財	左欄の機関に勤務する職 員のうち、専門的科学知 識と創意等をもって、試 験研究または調査研究業 務に従事する者	研究職給料表	総務部大学私学課、防災安全 部原子力安全対策課（鳥取県 に職員を派遣する場合に限る ）、消費生活センター、原 子力環境監視センター、恐竜 博物館、歴史博物館、美術館 、若狭歴史博物館、一乗谷朝 倉氏遺跡博物館、エネルギー 環境部自然環境課、年縞博物 館、県立病院、衛生環境研究 センター、工業技術センター 、陶芸館、越前古窯博物館、 農業試験場、園芸研究センタ ー、食品加工研究所、畜産試 験場、水産試験場、栽培漁業 センター、海洋資源研究セン ター、内水面総合センター、 総合グリーンセンター、教育 庁生涯学習・文化財課、埋蔵 文化財調査センター、ふるさ	左欄の機関に勤務する職 員のうち、専門的科学知 識と創意等をもって、試 験研究または調査研究業 務に従事する者

	課、埋蔵文化財調査センター、ふるさと文学館、こども歴史文化館、警察本部捜査支援分析課、警察本部鑑識課、警察本部科学捜査研究所	
医療職給料表(1)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

	と文学館、こども歴史文化館、警察本部捜査支援分析課、警察本部鑑識課、警察本部科学捜査研究所	
医療職給料表(1)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第11 知事の事務部局の部本庁の項中

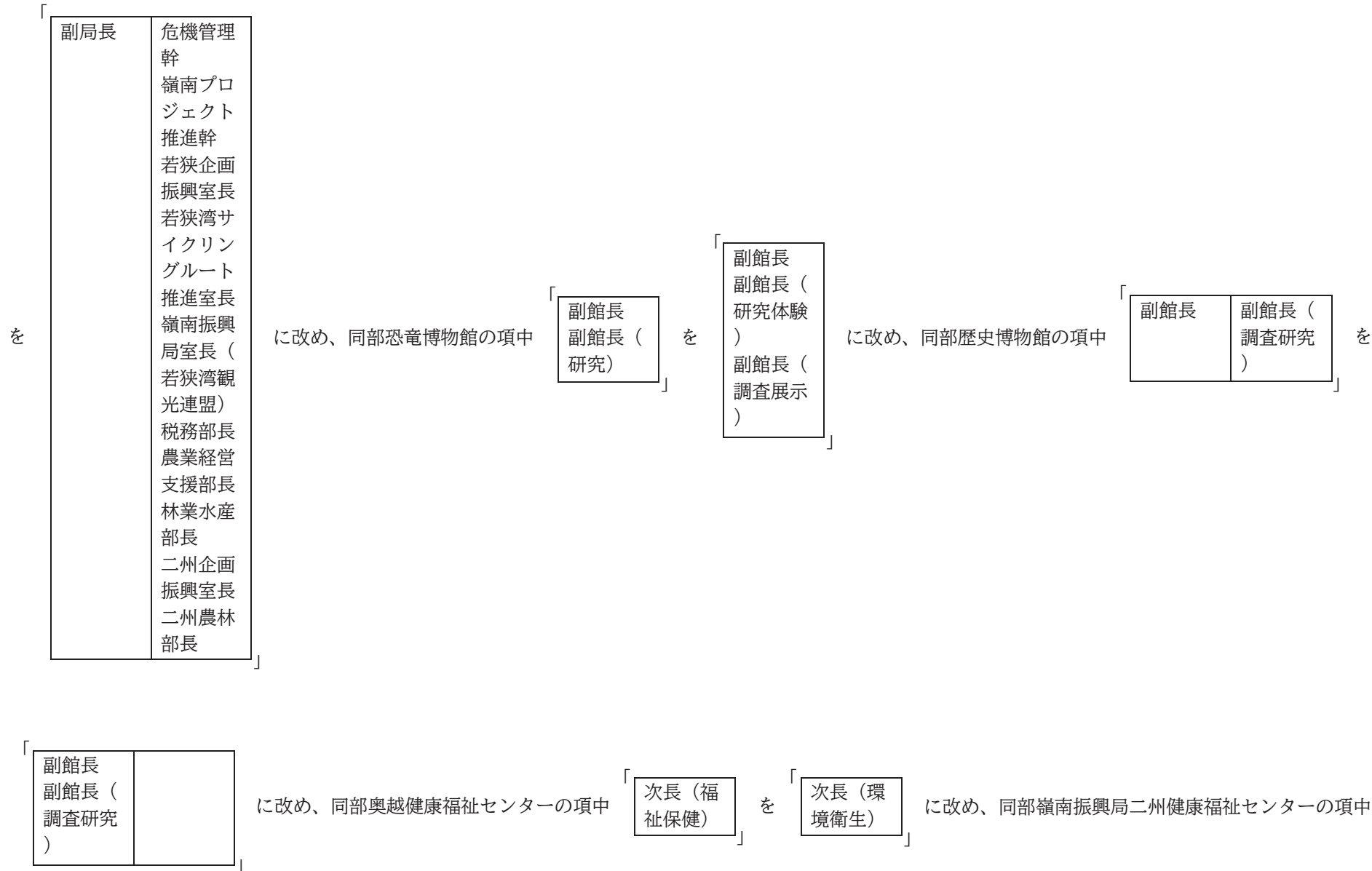
危機管理 監 部長	理事 首都圏統 括監 新幹線・ 交通まち づくり局 長 文化・ス ポーツ局 長 健康医療 局長 知事公室 長 副部長 新幹線・ 交通まち づくり局 副局長 会計管理 者 会計局長
-----------------	--

を

危機管理 監 部長 首都圏統 括監	理事 新幹線・ 交通まち づくり局 長 文化・ス ポーツ局 長 健康医療 局長 知事公室 長 副部長 会計管理 者 会計局長
-------------------------------	---

に改め、同部嶺南振興局の項中

副局長 危機管理 幹	若狭企画 振興室長 若狭湾サ イクリン グルート 推進室長 嶺南振興 局室長（ 若狭湾観 光連盟） 税務部長 農業経営 支援部長 林業水産 部長 二州企画 振興室長 二州農林 部長
------------------	--



所長	医幹	次長（福祉保健） 次長（環境衛生）
----	----	----------------------

を

	所長 医幹	次長（環境衛生）
--	----------	----------

に改め、同部嶺南振興局若狭健康福祉センターの項中

	所長 医幹
--	----------

所長	医幹
----	----

に改め、同部児童・女性相談所の項中

所長	
----	--

を

	所長
--	----

に改め、同部県立病院の項中

事務局長 事務局次長 センター長 医療技術部長 医療安全管理室長 医療情報管理室長 看護部長	課長 薬剤部長
--	------------

を

事務局長 事務局次長 センター長 医療技術部長 医療安全管理室長 医療情報管理室長 薬剤部長	課長 看護部長
--	------------

に改め、同部衛生環境研究センターの項中

所長 環境部長 保健衛生部長	
----------------------	--

を

所長 環境部長	保健衛生部長 総括研究員
------------	-----------------

に改め、同部福井産業技術専門学院の項中

学院長	
-----	--

を

学院長	副学院長
-----	------

に改め、同部坂井農林総合事務所の項中

農業経営支援部長 農村整備部長	次長 林業部長 農村整備部次長（国営事業）
--------------------	-----------------------------

を

農業経営支援部長 農村整備部長 林業部長	次長 農村整備部次長（国営事業）
----------------------------	---------------------

に改め、同部奥越農林総合事務所の項中

所長	農業経営支援部長 農村整備部長
----	--------------------

を

	所長 農業経営支援部長 農村整備部長
--	--------------------------

に改め、同部総合グリーンセンターの項中

「林業試験
部長」

を

「林業試験
部長
緑化・花
づくり推
進部長」

に改め、同部丹南土木事務所の項中

「次長
次長（吉
野瀬川ダ
ム）」

を

「次長
次長（吉
野瀬川ダ
ム）
鯖江丹生
土木部次
長」

に改め、同表

教育庁の部埋蔵文化財調査センターの項中

「所長 次長
総括文化
財調査員」

を

「所長
次長
総括文化
財調査員」

に改め、同表学校以外の教育機関の部教育総合研究所の項中

「教育博物
館長
センター
長」

を

「センター
長」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第5号

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額の支給に関する規則（昭和32年福井県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
			本庁	(1) <u>チャレンジ応援ディレクターの業務に従事することを本務とする職員</u>	<u>3</u>
				(2) <u>幸福実感ディレクターの業務に従事することを本務とする職員</u>	<u>3</u>
				(3) <u>SDGsディレクターの業務に従事することを本務とする職員</u>	<u>3</u>
				(4) <u>歴史魅力向上ディレクターの業務に従事することを本務とする職員</u>	<u>3</u>
				(5) <u>人財発掘ディレクターの業務に従事することを本務とする職員</u>	<u>3</u>
				(6) <u>こども応援ディレクターの業務に従事することを本務とする職員</u>	<u>3</u>
				(7) <u>教職魅力発信ディレクターの業務に従事することを本務とする職員</u>	<u>1</u>
				(8) <u>ドローン活用ディレクターの業務に従事することを本務とする職員</u>	<u>1</u>
障がい福祉 ・精神保健 相談所	(略)	(略)	障がい福祉 ・精神保健 相談所	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第6号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和44年福井県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表知事の事務部局の部本庁の

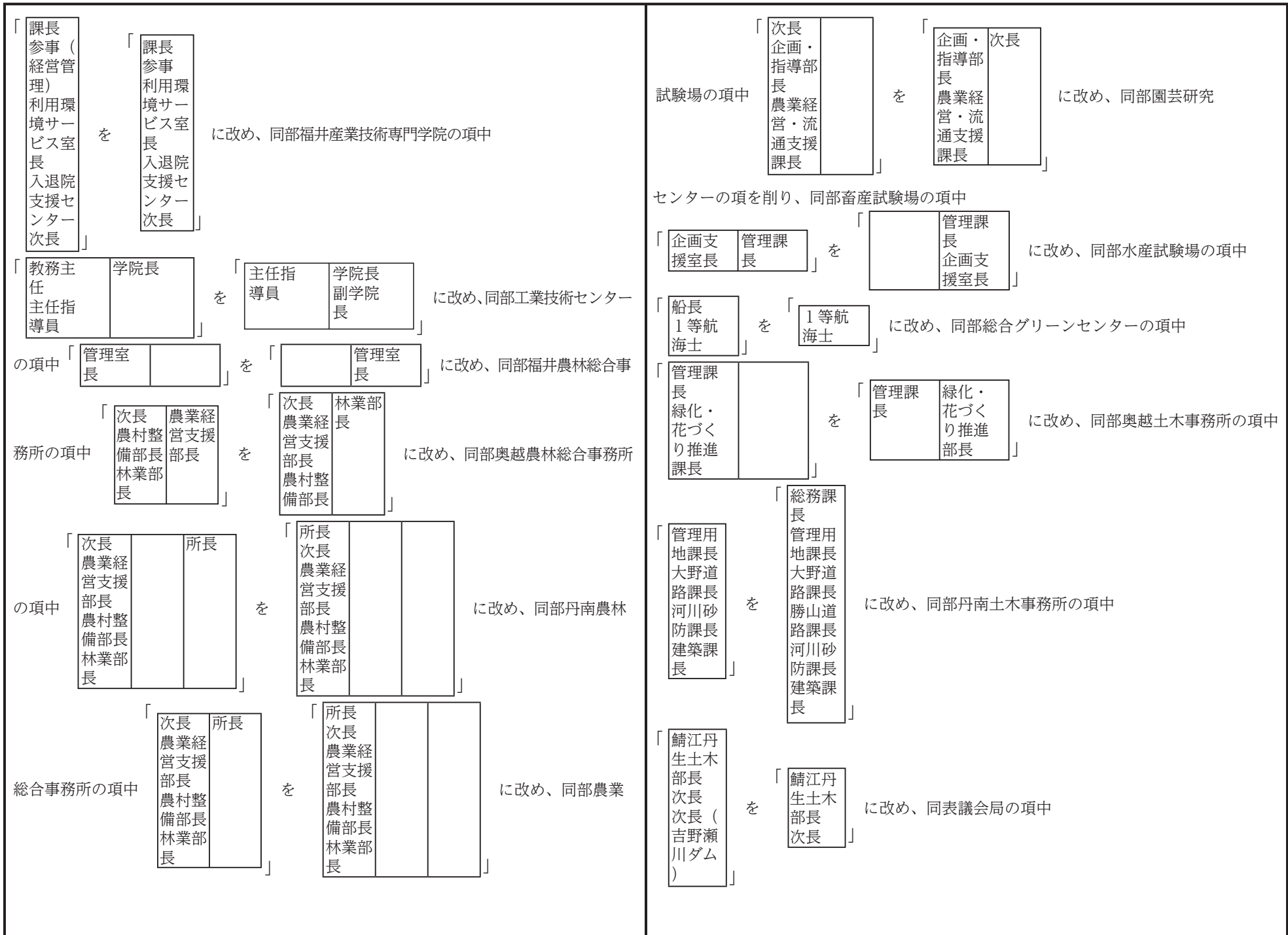
の項中	主任検査員 機関長	課長補佐 坂井会 計室長 奥越会 計室長 納税推 進室次 長（嶺 南） 主任検 査員 主任工 事検査 員 船長 機関長	課長 室長 政策参 事 参事	課長 室長	知事公 室長 副部長 新幹線 ・交通 まちづ くり局 副局長 会計局 長	を

に改め、同	検査主 査	主任検査員 主任工 事検査 員 機関長	課長補佐 坂井会 計室長 奥越会 計室長 納税推 進室次 長（嶺 南） 主任検 査員 主任工 事検査 員 船長	課長 室長 政策参 事 参事	課長	知事公 室長 副部長 会計局 長	を

部嶺南振興局の項中

室長補 佐 管理納 税課長 農業経 営支援 部技術 経営支 援課長 計画管 理課長 整備保 全課長 林業・ 木材活 用課長 林業事 業課長 水産漁 港課長 林業水 産課長	嶺南振 興局室 長（若 狭湾観 光連盟 ） 若狭企 画振興 室長 若狭湾 サイク リング ルート 推進室 長 嶺南プ ロジェ クト推 進室長 税務部 長 農村整 備部長 林業水 産部長 二州企 画振興 室長 二州農 林部長 二州農 林部技 術経営 支援課 長 二州農 林部農 村整備 課長 政策参 事 参事	農業経 営支援 部長	副局長 危機管 理幹
--	--	------------------	------------------

<table border="1"> <tr> <td>室長補佐 管理納税課長 課税課長 農業経営支援部技術経営支援課長 計画管理課長 整備保全課長 林業・木材活用課長 林業事業課長 水産漁港課長 林業水産課長</td> <td>危機管理幹事 嶺南プロジェクト推進幹事 若狭企画振興室長 嶺南プロジェクト推進室長 嶺南プロジェクト推進室長 税務部長 農村整備部長 二州農林部長 二州農林部技術経営支援課長 二州農林部農村整備課長 政策参事</td> <td>農業経営支援部長 嶺南振興局室長(若狭湾観光連盟) 若狭湾サイクリングルート推進室長 林業水産部長</td> <td>副局長</td> </tr> </table>	室長補佐 管理納税課長 課税課長 農業経営支援部技術経営支援課長 計画管理課長 整備保全課長 林業・木材活用課長 林業事業課長 水産漁港課長 林業水産課長	危機管理幹事 嶺南プロジェクト推進幹事 若狭企画振興室長 嶺南プロジェクト推進室長 嶺南プロジェクト推進室長 税務部長 農村整備部長 二州農林部長 二州農林部技術経営支援課長 二州農林部農村整備課長 政策参事	農業経営支援部長 嶺南振興局室長(若狭湾観光連盟) 若狭湾サイクリングルート推進室長 林業水産部長	副局長	に改め、同部名古屋事務所の項中	<p>奥越健康福祉センターの項中 「地域支援室長」を「地域支援室長」に改め、同部</p> <p>丹南健康福祉センターの項中 「地域支援室長 福祉課長 武生福祉保健部福祉課長」を「地域支援室長 福祉課長 武生福祉保健部長」に改め、同部</p> <p>嶺南振興局二州健康福祉センターの項中 「次長(福祉保健)」を「所長」に改め、同部嶺南振興局若狭健康福祉センターの項中 「地域支援室長 福祉課長」を「地域支援室長 福祉課長」に改め、同部</p> <p>障がい福祉・精神保健相談所の項中 「精神保健福祉課長」を「障がい者支援課長」に改め、同部児童・女性</p>
室長補佐 管理納税課長 課税課長 農業経営支援部技術経営支援課長 計画管理課長 整備保全課長 林業・木材活用課長 林業事業課長 水産漁港課長 林業水産課長	危機管理幹事 嶺南プロジェクト推進幹事 若狭企画振興室長 嶺南プロジェクト推進室長 嶺南プロジェクト推進室長 税務部長 農村整備部長 二州農林部長 二州農林部技術経営支援課長 二州農林部農村整備課長 政策参事	農業経営支援部長 嶺南振興局室長(若狭湾観光連盟) 若狭湾サイクリングルート推進室長 林業水産部長	副局長			
<p>「所長補佐」を「所長補佐」に改め、同部生活学習館の項中</p> <p>「副館長 男女参画・企画管理課長」を「男女参画・企画管理課長 副館長」に改め、同部恐竜博物館の項中</p> <p>「副館長 館長」を「副館長 館長」に改め、同部海浜自然センターの項中 「次長 所長」を「所長」に改め、同部福井健康福祉センターの項中 「所長」を「所長」に改め、同部</p>	<p>相談所の項中 「心理判定課長 緊急対応課長 家庭支援課長 社会的養育課長 女性支援課長」を「次長 所長」に改め、同部県立病院の項中</p>					



「主査 主事	企画主 査 主査	主任 企画主 査	課長補 佐 主任秘 書 総括主 任 主任	課長 参事		を	
「主事	企画主 査 主査	主任 企画主 査	課長補 佐 主任秘 書 総括主 任 主任	参事	課長		に改め、同表監査委員事務局の項中
「監査主 査 主査	主任	次長補 佐 主任		「監査主 査	主任	次長補 佐 監査主 任 主任	に改め、同表労働委員会事
務局の項中		次長補 佐 総括主 任		次長		主任 次長補 佐 次長	
に改め、同表教育庁の部教育総合研究所の項中							
「管理室 長 教員研 修課長 専門研 修課長 小中学 校教科 研究課 長 理科教 育課長 教育相 談課長	副所長 センタ ー長 教育博 物館長	副所長	「教員研 修課長 専門研 修課長 教科研 究課長 理科教 育課長 教育相 談課長 こども 発達サ ポート 課長	副所長 センタ ー長			に改め、同部こども歴史文化
館の項中「館長」を「館長」に改める。							
別表第1ウの表知事の事務部局の部恐竜博物館の項中							

「副館長 研究・ 展示課 長 探究・ 体験課 長		を	「副館長 (研究 体験) 副館長 (調査 展示)		に改め、同部衛生環境研究センターの項中
「部長	所長	を	「所長 部長		に改め、同部工業技術センターの項中
「部長 デザイン 推進 室長	所長	を	「企画支 援部長 新産業 創出研 究部長 機械・ 金属部 長	所長 化学・ 繊維部 長	に改め、同部畜産試験場の項中
「部長	場長	を	「	場長 部長	に改め、同部共通の項中
「総括研 究員 主任 主任研 究員		を	「総括研 究員 主任研 究員		に改め、同表教育庁の部共通の項中
「文化財 調査員 主査		を	「文化財 調査員 学芸員		に改める。
別表第1エの表知事の事務部局の部坂井健康福祉センターの項中					
「所長 医幹		を	「所長		に改め、同部嶺南振興局二州健康福祉センターの項中
「	所長	を	「医幹		に改め、同項の次に
「嶺南振 興局若 狭健康 福祉セ ンター				所長	
障がい 福祉・ 精神保 健相談 所			精神保 健福祉 課長		を加え、同部こども療育センターの項中

「医療課長 所長」を「 所長 医療課長」に改める。

別表第1オの表知事の事務部局の部坂井健康福祉センターの項中

「環境衛生課長」を「福祉健康増進課長 環境衛生課長」に改め、同部奥越健康福祉センターの項中

「環境衛生課長」を「 次長」に改め、同部丹南健康福祉センターの項中

「健康増進課長 環境廃棄物対策課長 医療監査室長 生活衛生課長」を「健康増進課長 生活衛生課長 医療監査室長 環境廃棄物対策課長」に改め、同部嶺南振興局二州健康福祉

センターの項中「環境廃棄物対策課長」を「生活衛生課長 環境廃棄物対策課長」に改める。

別表第1カの表知事の事務部局の部坂井健康福祉センターの項中

「地域保健課長 福祉健康増進課長」を「地域保健課長」に改め、同部丹南健康福祉センターの項中

「福祉保健部長 地域保健課長 武生福祉保健部長」を「健康増進課長 福祉保健部長」に改め、同項の次に

「嶺南振興局二州健康福祉センター」を「 地域保健課長」を加え、同部県立

病院の項中

「医療情報管理室次長 (診療情報管理)」を「看護部次長 入退院支援センター次長」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第7号

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則（平成14年福井県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～47（略） 48 <u>地方税共同機構</u> 49～53（略）	別表第1（第2条関係） 1～47（略） 48 <u>一般社団法人地方税電子化協議会</u> 49～53（略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第8号

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福井県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年福井県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 本庁		別表第1（第2条関係） 本庁	
組織	職員	組織	職員
議会局	(略)	議会局	(略)
知事部局	危機管理監 部長 理事 首都圏統括監 DX推進監 新幹線・交通まちづくり局長 文化・スポーツ局長 健康医療局長 知事公室長 副部長 課(室)長 政策参事 参事 嶺南Eコースト計画室次長 課(室)長補佐(労働関係に関する事務を担当する者に限る。) 予算を担当する総括主任、主任、企画主査、主査および主事(財政課、未来戦略課または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する総括主任、主任および企画主査(人事課または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主査および主事(人事課に所属する者に限る。) 法制を担当する総括主任、主任、企画主査および主査(情報公開・法制課に所属する者に限る。) 庁舎管理を担当する総括主任、主任および企画主査(財産活用課に所属する者に限る。) 秘書	知事部局	危機管理監 部長 理事 首都圏統括監 DX推進監 新幹線・交通まちづくり局長 文化・スポーツ局長 健康医療局長 知事公室長 副部長 <u>新幹線・交通まちづくり局副局長</u> 課(室)長 政策参事 参事 嶺南Eコースト計画室次長 課(室)長補佐(労働関係に関する事務を担当する者に限る。) 予算を担当する総括主任、主任、企画主査、主査および主事(財政課、未来戦略課または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する総括主任、主任および企画主査(人事課または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する総括主任、主任および企画主査(人事課に所属する者に限る。) 法制を担当する総括主任、主任、企画主査および主査(情報公開・法制課に所属する者に限る。) 庁舎管理を担当する総括主任、主任および企画主査(財産活用課に所属する者に限る。) 秘書
会計局	(略)	会計局	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～6 (略)		備考 1～6 (略)	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	

出先機関

組織	職員
(略)	(略)
生活学習館	(略)
嶺南振興局	局長 副局長 危機管理幹 嶺南プロジェクト推進幹 部長 室長 政策参事 参事 二州農林部技術経営支援 課長 二州農林部農村整備課長
福井県税事務所	(略)
(略)	(略)
年縞博物館	(略)
健康福祉センター	所長 医幹 次長 部長
衛生環境研究センター	所長 部長 管理室長 総括研究員
(略)	(略)
和敬学園	(略)
県立病院	院長 副院長 事務局長 事務局次長 部長 部次長 センター長 センター次長 参事 医療サービス課長 利用環境サービス室長 医療情報管理室長 検査室長 放射線室長 リハビリテーション室長 栄養管理室長 経営管理課長補佐
看護専門学校	(略)
産業技術専門学院	(略)
工業技術センター	所長 テクニカルアドバイザー 部長 管理室長 デザ イン推進室長 総括研究員
陶芸館	(略)
(略)	(略)
総合グリーンセンタ ー	(略)
土木事務所	所長 次長 部長 部次長 総務課長(福井土木事務所 に置くものに限る。)
ダム建設事務所	(略)
(略)	(略)

出先機関

組織	職員
(略)	(略)
生活学習館	(略)
嶺南振興局	局長 副局長 危機管理幹 部長 室長 政策参事 参 事 二州農林部技術経営支援課長 二州農林部農村整備 課長
福井県税事務所	(略)
(略)	(略)
年縞博物館	(略)
健康福祉センター	所長 医幹 次長 部長 部次長
衛生環境研究センタ ー	所長 部長 管理室長
(略)	(略)
和敬学園	(略)
県立病院	院長 副院長 事務局長 事務局次長 部長 部次長 センター長 センター次長 経営管理課参事 医療サー ビス課長 利用環境サービス室長 医療情報管理室長 検査室長 放射線室長 リハビリテーション室長 栄養 管理室長 経営管理課長補佐
看護専門学校	(略)
産業技術専門学院	(略)
工業技術センター	所長 部長 管理室長 デザイン推進室長 総括研究員
陶芸館	(略)
(略)	(略)
総合グリーンセンタ ー	(略)
土木事務所	所長 次長 部長 総務課長(福井土木事務所に置くも のに限る。)
ダム建設事務所	(略)
(略)	(略)

埋蔵文化財調査センター	(略)
教育総合研究所	所長 副所長 センター長
特別支援教育センター	(略)
(略)	(略)

埋蔵文化財調査センター	(略)
教育総合研究所	所長 副所長 センター長 教育博物館長
特別支援教育センター	(略)
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第9号

公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年福井県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
組織	職員	組織	職員
公立小浜病院組合	(略)	公立小浜病院組合	(略)
杉田玄白記	(略)	杉田玄白記	(略)
念公立小浜病院	統括診療部長 副統括診療部長 診療部長	念公立小浜病院	統括診療部長 部長 副部長
	薬剤部 (略)		薬剤部 (略)
	(略)		(略)
レイクヒルズ美方病院	(略)	レイクヒルズ美方病院	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

